

# 官報

号外 昭和三十一年二月十四日

## ○第二十四回衆議院會議録 第八号

昭和三十一年二月十四日(火曜日)

議事日程 第七号

昭和三十一年二月十四日

午後一時開議

第一 ドミニカ国と貿易及び移住の問題について交渉する日本政府代表任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

●本日の會議に付した案件

日程第一 ドミニカ国と貿易及び移住の問題について交渉する日本政府代表任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十一年二月十四日 衆議院會議録第八号

砂利採取法案(第二十二回国会本院提出)(參議院送付)

午後三時三十四分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

日程第一 ドミニカ国と貿易及び移住の問題について交渉する日本政府代表任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(益谷秀次君) 日程第一につきお諮りいたします。内閣から、ドミニカ国と貿易及び移住の問題について交渉する日本政府代表に本院議員松田竹千代君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たことの申し出がありました。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原喜之次君。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案  
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律(昭和二十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表の欄中、「六〇円」を「五〇円」に、「四五円」を「四〇円」に改め、同表中

黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品

同	同	同
同	パール	光
同	いこい	

ドミニカ国と貿易及び移住の問題について交渉する日本政府代表任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案外一案

同	黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた高級品	一〇本	三〇円
同	黄色種葉たばこ四〇%以上を用いオリエント葉たばこを配合した高級品	一〇本	三〇円
同	黄色種葉たばこ三〇%以上を用い特殊加香を施した中級品	一〇本	二五円

附則

この法律は、昭和三十一年三月一日から施行する。ただし、いこいに係る部分は、同年四月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案  
 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案  
 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 たいま議題となりました製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本則中「昭和三十一年三月一日」を「昭和三十一年四月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

巻きたばこ「いこい」を発売することとし、その最高価格を十本当り二十五円とし、これによって、たばこの売れ行きを増進し、財政収入の確保をはかりとするものであります。次に、日本専売公社が昭和三十年十月一日から試製品として販売している両切り紙巻きたばこ「パール」を、今回正式に価格表に追加するものであります。

次に、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、昭和二十四年度におきまして政府が日本国有鉄道に対しその歳入不足を補てんするため貸し付けた貸付金三十億五千二百三十六万三千円の償還期限が本年三月一日に到来することとなつておりますのを、現在の日本国有鉄道の財政状況並びにその財政再建対策等にかんがみ、さしあたり昭和三十一年四月三十日まで延期いたそうとするものであります。

以上の二法律案につきましては、慎重審議の結果、本十四日質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

砂利採取法案(第二十二回国会本院提出)(参議院送付)

院提出(参議院送付)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、第二十二回国会本院提出、参議院送付、砂利採取法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

砂利採取法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員会理事小笠公韶君。

砂利採取法案(第二十二回国会衆議院提出本院議決審査)

本院において継続審査をした右案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条の四によりここに送付する。

昭和三十一年二月十日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 益谷秀次殿

砂利採取法

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 砂利採取業(第三条―第十条)

第三章 砂利採取の許可等(第十一条、第十二条)

第四章 雑則(第十三条―第十七条)

第五章 罰則(第十八条―第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、砂利採取業の健全な発達に資するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「砂利採取業」とは、販売の目的をもつて砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ)を採取する事業(国及び地方公共団体が行うものを除く)をいい、「砂利採取業者」とは、砂利採取業を行つる者をいい、「河川等」とは、砂利の採取又は払下が河川法明治二十九年法律第七十一号)その他の法令(条例及び規則を含む)の規定に基づき行政庁の許可を必要とする土地をいう。

第二章 砂利採取業

(公益の保持)

第三条 砂利採取業者は、砂利の採取に当つては、土地の掘さく又は砂利若しくは廃土のたい積により河川等の保全に障害を与え、若しくは公共の用に供する施設を破壊し、又は他の産業の利益を損じないように努めなければならない。

(届出)

第四条 砂利採取業者(省令で定める業態のものを除く。以下この条、第五条、第七条及び第八条において同じ)は、砂利の採取に着手(休止後の再開を含む)したときは、省令で定める期間内に、その年月日、

採取場の位置、採取の方法その他省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。

2 砂利採取業者は、砂利の採取を休止し、又は廃止したときは、省令で定める期間内に、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(作業主任者)

第五条 砂利採取業者は、採取場ごとに、砂利採取作業主任者(以下「作業主任者」という)を選任しなければならない。ただし、砂利採取業者が自ら作業主任者となることを妨げない。

第六条 作業主任者は、その採取場における砂利の採取に関する業務につき、第三条に規定する事項を管理するものとする。

2 作業主任者の職務に關し必要な事項は、省令で定める。

第七条 砂利採取業者が作業主任者を選任し、又は解任したときは、

省令で定める期間内に、省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。砂利採取業者が自ら作業主任者となり、又はこれをやめたときも、同様とする。

第八条 砂利採取業者は、作業主任者が旅行、疾病その他の事故によ

つてその職務を行つることができない場合に、その職務を行わせるため、あらかじめ、代理者を選任し、省令で定めるところにより、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2 前項の代理者がその職務を行つる場合には、この法律及びこの法律に基く省令の規定の適用については、これを作業主任者とみなす。

(公益の保護)

第九条 通商産業局長は、河川等以外の土地の区域において、砂利の採取のための土地の掘さく又は砂利若しくは廃土のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、砂利採取業者に対し、その防止のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による命令に準用する。

(鉱業権者との協議)

第十条 砂利採取業を行つる土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂

利採取業者又は鉱業権者(租賦区については、租賦権者。以下同じ)は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に対し協議することができ。

2 採石法第三十四条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議に準用する。

第三章 砂利採取の許可等

(砂利採取の許可等の方針)

第十一条 河川法その他の法令(条例及び規則を含む)の規定に基づき砂利の採取若しくは払下の許可をし、又は許可の取消若しくはその効力の停止若しくはその条件の変更をするに当つては、当該行政庁は、河川等の管理上その他公益の保持の上に支障がある場合を除き、砂利採取業の運営を考慮してこれを許すものとする。

(採石権の設定区域及び存続期間の承認)

第十二条 砂利の採取が河川法及びこれに基く命令(条例及び規則を含む)の規定に基づき行政庁の許可を要する土地について砂利の採取を目的とする採石権の設定を受けようとする者は、採石法第九条から第二十条までに規定する手續に

よつて設定する場合を除き、あらかじめ、当該採石権の設定区域及び存続期間について、当該行政庁の承認を受けなければならない。

第四章 雑則

(行為の効力)

第十三条 この法律の規定(第九条第二項及び第十条第二項において準用する採石法の規定を含む)によつてした処分、手続その他の行為は、砂利採取業者又は土地の所有者その他土地に關して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、砂利採取業者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員に、その採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第十五条 第十条第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定の申請をする者は、一件につき千円以内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(公示)

第十六条 通商産業局長は、その法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(異議の申立)

第十七条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることが出来る。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七章の規定は、前項の異議の申立に準用する。

第五章 罰則

第十八条 第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の規定による承認を受けずに採石権の設定を受けた者
- 三 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

第二十一条 第七条又は第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。
- 2 採石法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「岩石」の下に「及び砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ。)」を加える。

第七条中「岩石の下に」若しくは「砂利」を加える。

第十条第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業(砂利採取法(昭和三十一年法律第...号)第二条に規定するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 一 砂利の採取を目的とする場合において、その土地が海浜地又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十一条に規定する農地若しくは採草放牧地であるとき。

第十条第二項中「保安林」を、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十七条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川附近の土地若しくは同法第四十八条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川となるべき区域若しくはその附近の土地、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地又は森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の規定に基き保安林として指定された森林、同法第三十条の規定に基き保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一条第一項の規定に基き保安施設地区として指定された土地若しくは同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基き保安施設地区に予定された地区として告示された土地」に改める。

第十六条第一項第二号中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加え、同項第三号中「岩石」の下に「又は砂利」を加え、同項第四号中「採石業」の下に「又は砂利」を、「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

第二十九条第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。  
第三条中「又は採石業と一般公益」を、「採石業又は砂利採取業と一般公益」に改める。

4 森林法の一部を次のように改正する。  
第九十一条第三項中「又は採石業」を、「採石業又は砂利採取業」に改める。

5 農地法の一部を次のように改正する。  
第八十五条第二項中「又は採石業者」を、「採石業者又は砂利採取業者」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔小笠公昭君登壇〕

○小笠公昭君 ただいま議題となりました砂利採取法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。  
本法案は、第二十二回国会において首藤新八君外六名より発議せられ、昭和三十年七月十二日本院において可決の上参議院に送付され、参議院におきましては、第二十二回国会、第二十三回国会において継続審査となり、本国会において二月十日修正議決され、本院に送付されたものであります。

参議院において修正を加えられましたが、本法案は、第二十二回国会、第二十三回国会において継続審査となり、本国会において二月十日修正議決され、本院に送付されたものであります。

本院送付案では、第十一条において砂利採取の許可に当つてのみ砂利採取業の経営を考慮することとなつていましたのを、許可の取り消し、その効力の停止、その条件の変更をするに当つても同様とすることとし、その他、表現を適切ならしめるため、「採取管理者」を「作業主任者」に、「経営」を「運営」に改めたこととあります。

このように、参議院における修正は若干の字句の表現が改められた程度でありまして、内容自体は何ら変更しておりませんので、商工委員会におきましては、質疑、討論を省略して、二月十四日表決に付しましたところ、全会一致をもつて参議院送付原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

出席国務大臣

外務大臣 重光 葵君

出席政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君

通商産業政務次官 川野 芳滿君

朗読を省略した報告

一、人事官入江誠一郎は去る三日任期満了につき、その政府委員は自然消滅になった。

一、去る十日、内閣総理大臣から、ドミニカ国と貿易及び移住の問題について交渉する日本政府代表に本院議員松田竹千代君を任命するについて、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

人事官 入江誠一郎  
北海道開発庁次長 田上 辰雄  
一、昨十三日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。  
調達庁次長 丸山 侖

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る十一日議長において承認した入江誠一郎外一名を昨十三日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十一日召集に応じた議員は次の通りである。

栃木県第一区選出 森山 欽司君  
一、去る九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

北 吟吉君 橋橋 渡君

古川 文吉君

法務委員

田中伊三次君 宮澤 胤勇君

外務委員

木下 哲君

文教委員

大西 正道君

社会労働委員

井堀 繁雄君

建設委員

橋 兼次郎君

予算委員

眞崎 勝次君 矢尾喜三郎君

橋橋 渡君

決算委員

戸塚九一郎君 原 彪君  
一、去る九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員  
古川 文吉君 眞崎 勝次君  
北 吟吉君

法務委員

戸塚九一郎君 橋橋 渡君

外務委員

大西 正道君

文教委員

木下 哲君

社会労働委員

矢尾喜三郎君

建設委員

原 彪君

予算委員

橋橋 渡君 井堀 繁雄君

眞崎 勝次君

決算委員

田中伊三次君 橋 兼次郎君

議院運営委員

濱地 文平君

一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

建設委員

原 彪君

決算委員

山田 長司君

一、去る十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

建設委員

橋 兼次郎君

決算委員

原 彪君

一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員  
足鹿 覺君 山花 秀雄君

一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

山花 秀雄君

社会労働委員

足鹿 覺君

予算委員

滝井 義高君 竹谷源太郎君

一、昨十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

神近 市子君

大蔵委員

春日 一幸君

文教委員

高村 坂彦君

社会労働委員

足鹿 覺君

建設委員

橋 兼次郎君

予算委員

河野 金昇君 久保田鶴松君

一、昨十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

辻原 弘市君

大蔵委員

足鹿 覺君

文教委員

河野 金昇君

社会労働委員

滝井 義高君

建設委員

久保田鶴松君

予算委員

高村 坂彦君 橋 兼次郎君

春日 一幸君 神近 市子君

滝井 義高君

竹谷源太郎君

神近 市子君

春日 一幸君

高村 坂彦君

橋 兼次郎君

足鹿 覺君

河野 金昇君

久保田鶴松君

一、昨十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

辻原 弘市君

大蔵委員

足鹿 覺君

文教委員

河野 金昇君

社会労働委員

滝井 義高君

建設委員

久保田鶴松君

予算委員

高村 坂彦君 橋 兼次郎君

春日 一幸君 神近 市子君

一、去る九日内閣から提出した議案は次の通りである。  
道路整備特別措置法案  
日本道路公団法案  
入場譲手税法の一部を改正する法律案

一、去る九日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。  
国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案  
一、去る九日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。  
法務省設置法の一部を改正する法律案

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案  
一、去る九日委員会に付託された議案は次の通りである。  
入場譲手税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

地方行政委員会 付託  
道路整備特別措置法案(内閣提出第二三三号)  
日本道路公団法案(内閣提出第二四二号)

以上二件 建設委員会 付託  
一、去る九日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名提出、参法第一号)(予)  
内閣委員会 付託  
一、去る九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。  
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)(予)

内閣委員会 付託  
公有林野官行造林法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)(予)  
農林水産委員会 付託

一、去る十日内閣から提出した条約は次の通りである。  
国際金融公社への加盟について承認を求めるの件  
一、去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案  
国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案  
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案  
電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和三十年年度一般会計予備費使用総調書(その1) 求めるの件  
昭和三十年年度特別会計予備費使用総調書(その1) 求めるの件  
一、去る十日参議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。  
砂利採取法案  
一、去る十日内閣から次の総調書を受領した。  
昭和三十年年度一般会計国庫債務負担行為総調書  
一、去る十日委員会に付託された条約は次の通りである。  
国際金融公社への加盟について承認を求めるの件(条約第一号)

昭和三十年年度一般会計予備費使用総調書(その1) 求めるの件  
昭和三十年年度特別会計予備費使用総調書(その1) 求めるの件  
一、去る十日参議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。  
砂利採取法案  
一、去る十日内閣から次の総調書を受領した。  
昭和三十年年度一般会計国庫債務負担行為総調書  
一、去る十日委員会に付託された条約は次の通りである。  
国際金融公社への加盟について承認を求めるの件(条約第一号)

外務委員会 付託  
一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。  
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号) 外務委員会 付託  
国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第二九号)

大蔵委員会 付託  
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)  
農林水産委員会 付託

砂利採取法案(第二十二回国会兼法第四三三号、参議院継続審査)  
商工委員会 付託  
電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)  
通信委員会 付託  
昭和三十年年度一般会計予備費使用総調書(その1) 求めるの件  
昭和三十年年度特別会計予備費使用総調書(その1) 求めるの件  
昭和三十年年度一般会計国庫債務負担行為総調書  
以上三件 決算委員会 付託  
一、去る十日鳩山内閣総理大臣から益谷謙長宛、昭和三十年七月四日第二十二回国会に提出し、現在参議院において継続審査中の地方公務員法の一部を改正する法律案は、都合により撤回いたしましたので、国会法第五十九条の規定により参議院の承認を求めた旨の通知を受領した。  
一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。  
憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出)  
一、去る十一日内閣から提出した議案は次の通りである。  
昭和三十八年度、昭和二十九年度及

昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
東北興業株式会社法の一部を改正する法律案  
一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。  
昭和三十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)  
大蔵委員会 付託  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)  
農林水産委員会 付託  
東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

建設委員会 付託  
一、昨十三日内閣から提出した条約は次の通りである。  
日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件

昭和三十八年度、昭和二十九年度及

昭和三十八年度、昭和二十九年度及

航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めの件

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めの件

航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めの件

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十五条に関するもの)の批准について承認を求めの件

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等に関するもの)の批准について承認を求めの件

一、昨十三日議員から提出した議案は次の通りである。  
健康保険法等の一部を改正する法律案(岡良一君外十二名提出)

一、昨十三日内閣から提出した議案は次の通りである。  
外務公務員法の一部を改正する法律案

飼料需給安定法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

昭和三十年年度一般会計予算補正(第一号)

昭和三十年年度特別会計予算補正(特第四号)

昭和三十年年度政府関係機関予算補正(機第一号)

一、昨十三日委員会に付託された条約は次の通りである。  
日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めの件(条約第一号)

航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めの件(条約第二号)

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めの件(条約第四号)

定書(第四十五条に関するもの)の批准について承認を求めの件(条約第六号)

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等に関するもの)の批准について承認を求めの件(条約第七号)

以上六件 外務委員会 付託

一、昨十三日委員会に付託された議案は次の通りである。  
外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

外務委員会 付託

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第三七号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

以上三件 大蔵委員会 付託

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

飼料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

農林水産委員会 付託

昭和三十年年度一般会計予算補正(第一号)

昭和三十年年度特別会計予算補正(特第四号)

昭和三十年年度政府関係機関予算補正(機第一号)

以上三件 予算委員会 付託

一、去る九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。  
接収地の返還及び貸貸料に関する質問主意書(中村梅吉君提出)

一、昨十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。  
たばこ専売政策に関する質問主意書(阿部五郎君提出)

石炭鉱業合理化臨時措置法の実施に関する質問主意書(阿部五郎君提出)

衆議院会議録第七号中正誤

昭和三十一年二月十四日 衆議院会議録第八号 議長報告

頁段行 誤 正  
天 四 六 からだけで からだけで

昭和三十一年二月十四日 衆議院會議録第八号

昭和二十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部

十五円  
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三〇一(東京電報)